

ナンバーズ取引規約（通常購入）新旧対照表

旧	新
第1条(約款等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ナンバーズに係る法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）に従うものとします。	第1条(規約等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ナンバーズに係る法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）にしたがうものとします。
第14条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。	第14条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規約にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規約の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。
第18条（約款の変更） 当社は、本規約を変更する場合、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。お客さまが当該告知後本取引を行ったときは、変更後の規約を承認したものとみなします。 2. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。	第18条（規約の変更） 本規約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規約の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 4. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。

ナンバーズ取引規約（定期購入）新旧対照表

旧	新
第1条(約款等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ナンバーズに係る法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）に従うものとします。	第1条(規約等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ナンバーズに係る法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）にしたがうものとします。
第15条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。	第15条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規約にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規約の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

第19条（約款の変更） 当社は、本規約を変更する場合、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。お客さまが当該告知後に本取引を行ったときは、変更後の規約を承認したものとみなします。 2. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。	第19条（規約の変更） 本規約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規約の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 4. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。
--	--

ロト取引規約（通常購入）新旧対照表

旧	新
第1条(約款等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ロトに関係する法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）に従うものとします。	第1条(規約等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ロトに関係する法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）にしたがうものとします。
第14条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。	第14条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規約にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規約の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。
第18条（約款の変更） 当社は、本規約を変更する場合、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。お客さまが当該告知後に本取引を行ったときは、変更後の規約を承認したものとみなします。 2. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。	第18条（規約の変更） 本規約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規約の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 4. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。

ロト取引規約（定期購入）新旧対照表

旧	新
第1条(約款等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ロトに関係する法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）に従うものとします。	第1条(規約等の準用) 本サービスの利用にあたり、本規約に定めのない事項については、当せん金付き証票法や関係政省令その他ロトに関係する法令（あわせて以下、「関係法令」といいます。）が適用されます。関係法令および本規約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規約、規則等（本規約とあわせて、以下、「本規約等」といいます。）にしたがうものとします。

第15条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。	第15条（反社会的勢力の排除） 3. お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規約にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客さまは本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。 4. 前項の規約の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。
第19条（約款の変更） 当社は、本規約を変更する場合、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。お客さまが当該告知後本取引を行ったときは、変更後の規約を承認したものとみなします。 2. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。	第19条（規約の変更） 本規約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規約の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 4. 本規約に定めのない事項については、当社の他の規約、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規約、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。